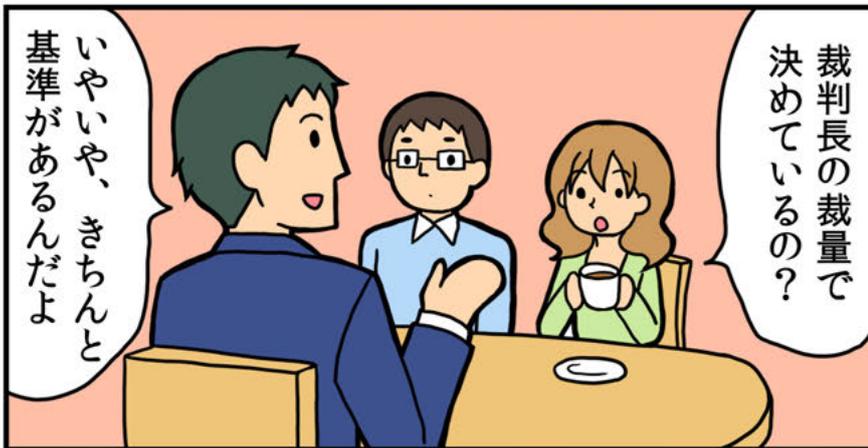
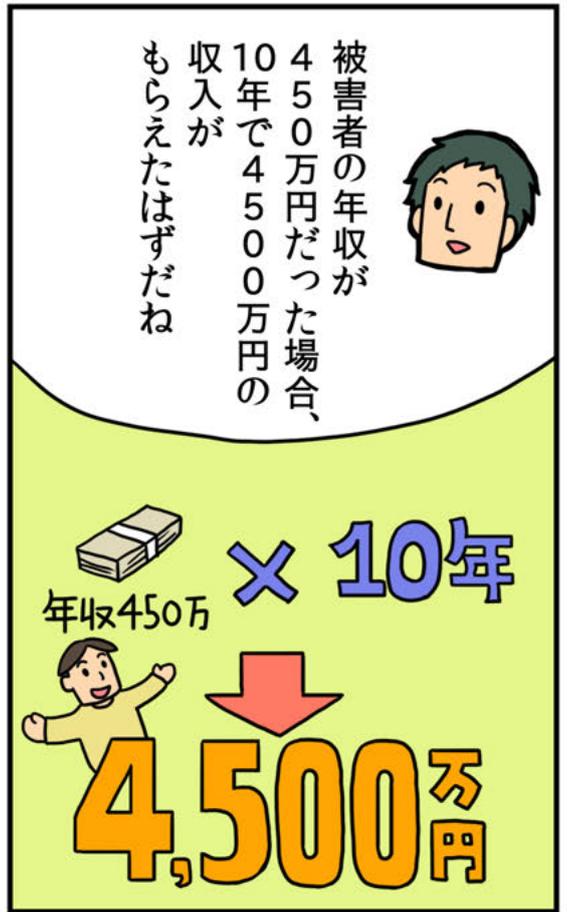
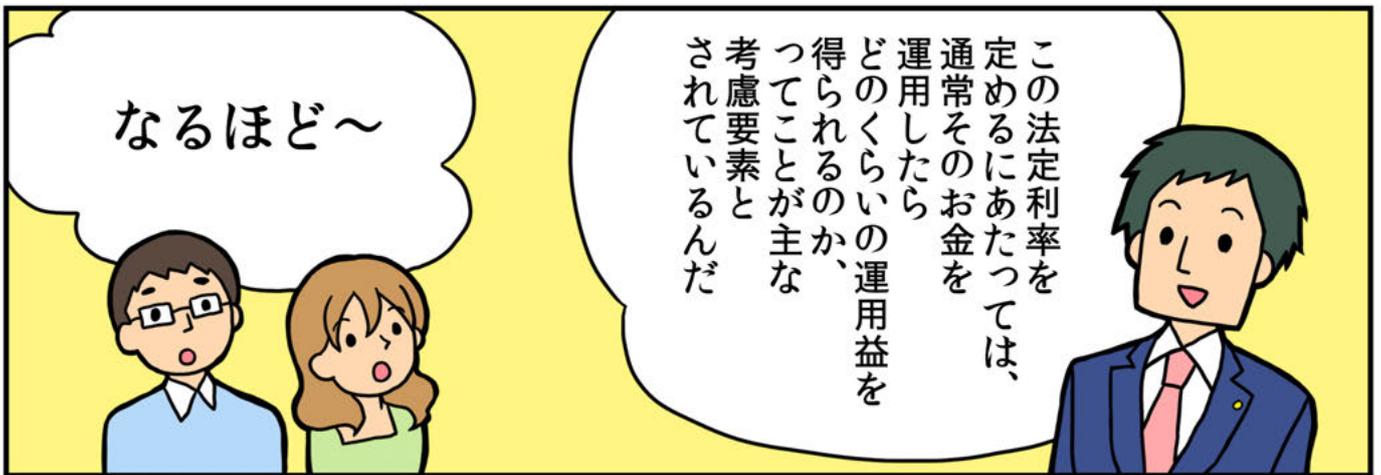


中間利息控除立法化 反対!の解説マンガ





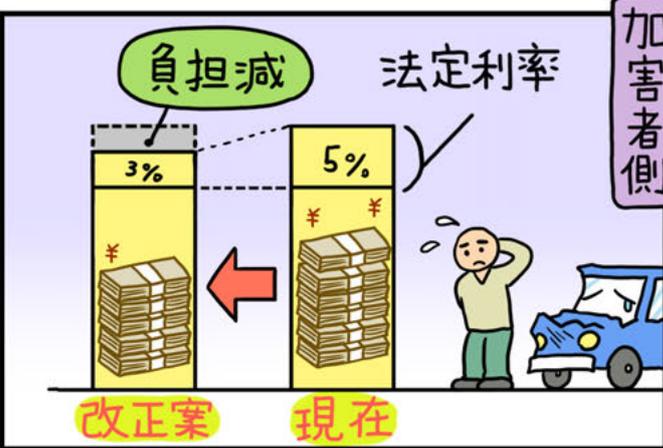






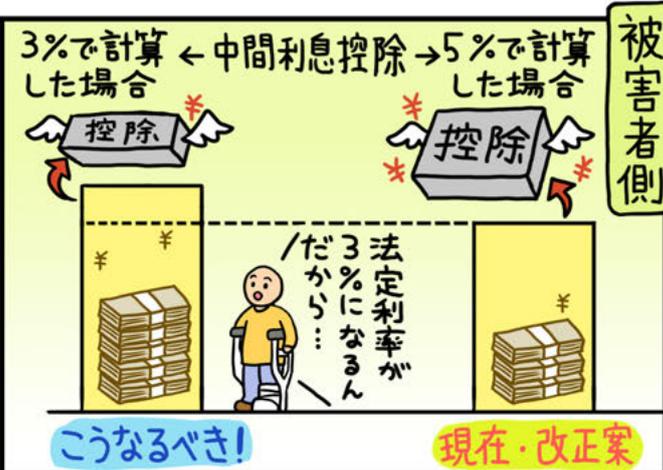
加害者側

じゃあ、交通事故で被害者が加害者から損害賠償を一時金で支払ってもらおうという例で、わかりやすく説明すると...



中間試算に従うと、加害者側で賠償金の支払が遅れた場合につく、加害者側の利息の負担は5%↓3%に減るけれど... ホントは利息じゃなくて遅延損害金っていうんだけど...

被害者側



被害者側が受け取る賠償金からは従来通り5%の割合で中間利息控除されてしまう



公平に中間利息控除も3%とした場合と比べるとこんなに差が出るんだ

事故の被害者の方が加害者よりも負担が大きいという構図になるね...
うん、やっぱり不公平よね!

たったの2%と思ったけど、これは思った以上だなあ
こんなに差が出るなんて、私も納得いかないわ!

交通事故被害者が一時金でもらう賠償金試算 (被害者年収が450万の場合)

労働能力喪失期間	中間利息控除をしない場合	中間利息を3%で控除した場合	中間利息を5%で控除した場合 (現中間試算)
10年間	4,500万円	3,839万円	3,475万円
20年間	9,000万円	6,695万円	5,608万円
30年間	13,500万円	8,820万円	6,918万円

※ 中間利息控除は、ライプニッツ方式という計算式で計算。



※法制審議会

法務省に設置される審議会。
法務全般に関する基本的な
事項について調査審議する。

もし
中間試案に
おかしいと感じる
ことがあれば
【法制審議会】※に
意見を出す事も
出来るんだよ

みんなが
どんな意見を出せば
民法の改正に
影響を与える
事だって
できるんだ

そうして
改正案に
国民の意見が
反映されていけば、
民法はもっと
良くなっていくはずだよ

なるほど！

よくわかったわ！

終